

栗東市保育所等入園基準指數表及び調査表

(令和8年度)

児童名	年齢 歳児	園名		
事 項			点数	備考
父	母			
親のいない家庭	死亡・行方不明・拘禁	11	11	
	離婚・未婚・その他	10	10	
①労働	月20日以上かつ 1日6時間45分以上の就労	10	10	就労証明書
	月16日以上かつ 1日6時間45分以上の就労	8	8	
	月20日以上かつ 1日5時間以上の就労	8	8	
	月16日以上かつ 1日4時間以上6時間45分未満の就労	7	7	
②妊娠・出産	産前8週となる日が属する月の初日から産後8週となる日の翌日が属する月の末日まで	—	6	母子健康手帳の写し
③傷病 ・障がい等	入院、おむね1か月以上	10	10	医師の診断書
	居宅内療養	10	10	
	常時病臥			
	一般療養	6	6	
心身の 障がい	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害者保健福祉手帳1級	10	10	障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
	身体障害者手帳3・4級 療育手帳B1 精神障害者保健福祉手帳2・3級	6	6	
④同一世 帯の病人 等の介護	入院その他 施設等付添	10	10	医師の診断書、介護被保険者 証の写し、障害者手帳の写し 等
	月16日以上かつ 1日6時間45分以上の付添	8	8	
	自宅介護 ・看護	10	10	
	重度障がい者等の全介護・介護認定(3~5) 上記以外の介護の場合	4	4	
⑤災害	災害等による自己家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合	10	10	罹災証明書
⑥求職活動	求職(開業準備含む)のため、外出を常態	3	3	確約書
⑦就学 職業訓練	通学 卒業後に就労を目的とする月16日以上1日4時間以上の就学等	6	6	在学証明書、カリキュラムのわ かる書類等
⑧育児休業 (在園児のみ適用)	育児休業取得時に、すでに保育を利用している兄・姉(在園児)が対象で、継続利用が必要であること。 育児休業の対象となる子が満2歳になる月の月末まで。 父母両方が同月に育児休業を取得した場合、合計6点となり退園となります。	6		就労証明書
⑨その他	①~⑧に類する状態にあると市長が認める場合	各号に同じ		
		小計		※①~⑨までの要件ごとに採 点し、合算しない。
加算 要件 ・ 減点 要件	保護者が栗東市の定める保育所・認定こども園・地域型保育・幼稚園で保育士・保育教諭・幼稚園教諭として就労(予定)している場合	6		
	ひとり親家庭で祖父母等と別居している場合	2		
	令和7年度に市内の保育所・認定こども園(保育園籍)・地域型保育に在園している場合※令和7年度途中退園を除く	3		
	兄姉が既に市内の保育所・認定こども園(保育園籍)・地域型保育に入園している新規申込み児童の場合(弟妹にのみ加点)	3		
	市内の地域型保育(小規模保育、家庭的保育)等を利用し、同施設の卒園により他の保育所・認定こども園に申込む場合	1		
	同児童が週5日以上、有償で認可外保育施設等を利用している場合	1		
	父または母が就労に伴い単身赴任により別居している場合(祖父母等と同居している場合を除く)	1		
	保育可能な祖父母等(65歳以上の方を除く)が同一住所に居住している場合	-2		
	保育料等に滞納がある場合	-8		
	市や施設に相談なく保育料等に滞納がある場合	-12		
	公的機関が、社会的養護等の配慮が必要と認める場合	5		
調査員 判定	年 月 日	調査員	印	加 減 合 計

- 備考 (1)保護者それぞれに、保育を必要とする項目に応じた基準指數を求め、加算・減点分を合算して当該世帯の指數とする。
(2)就労時間は、拘束時間とする。
(3)1日の介護時間は、最低、日中4時間以上の介護を常態とする。
(4)同点の場合は、原則多子世帯を優先します。

※ 13点以上が入園対象の基本となる。